



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1195	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	1
1196	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
1197	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	3
1198	〃	(〃).....	3
1199	〃	(〃).....	3
1200	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	4
1201	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
1202	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1203	道路の供用開始	(〃).....	4
1204	道路の区域変更	(〃).....	5
1205	道路の供用開始	(〃).....	5
1206	〃	(〃).....	5
1207	道路の区域変更	(〃).....	6
1208	道路の供用開始	(〃).....	6
1209	道路の区域変更	(〃).....	6
1210	道路の供用開始	(〃).....	7
1211	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	7

○ 人事委員会告示

*8	職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程	8
9	平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正	8

○ 警察本部告示

9	一般競争入札による落札者の決定	9
---	-----------------	-------	---

○ 公告

	入札公告	(医務課).....	9
	和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請の受付	(総務事務集中課).....	12

告 示

和歌山県告示第1195号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 滋賀県大津市におの浜三丁目2番25号
氏名又は名称 株式会社アヤハレークサイドホテル
代表取締役 中川典生
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野702
名称 かつらぎ温泉八風の湯
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
なし
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成27年10月16日から同年11月6日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区 分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
第66号の3ハ 入浴施設 (新設宿泊棟 客室)	1	汚水量 30m ³ /日	平成 28.4.1	10:00- 22:00	通常	10	6-8	3	5	25	5	0.2	<0.5	<3000
					最大	30	6-8	6	10	30	6	0.8	0.65	<3000

別表2

排水口名	排出水の量及び汚染状態													
	区 分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	ほう素 及びそ の化合 物 (mg/L)	ふっ素 及びそ の化合 物 (mg/L)	溶解性 鉄含有 量 (mg/L)	砒素及 びその 化合物 (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
排水口No.1	通常	65	7	2.4	3.2	23	4.4	0.12	36	0.16	<0.01	<0.01	<0.5	<3000
	最大	110	6-8	5.0	8.0	30	5.7	0.74	48	0.3	0.1	0.1	0.5	<3000
排水口No.2	通常	70	7	2.4	3.2	23	4.4	0.12	36	0.16	<0.01	<0.01	<0.5	<3000
	最大	140	6-8	5.0	8.0	30	5.7	0.74	48	0.3	0.1	0.1	0.5	<3000

和歌山県告示第1196号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成27年12月1日まで縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年10月1日

2 名称

特定非営利活動法人震災から命を守る会

3 代表者の氏名

臼井康浩

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市太田二丁目14番地の9 太田ビル602

5 定款に記載された目的

この法人は、国民すべてに対して、地震防災に関する事前対策活動及び広報に関する事業を行い、地震に依る被害軽減に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
有限会社まついコーポレーション	和歌山市砂山南4-1-37	まつい訪問看護ステーション	平成 27.10.1

和歌山県告示第1198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
博愛診療所	御坊市名田町野島1-9	西本利吉	平成 27.10.1

和歌山県告示第1199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日

切目屋調剤薬局上屋敷支店	田辺市上屋敷町1-9-1	狭口昌宗	平成 27.10.1
--------------	--------------	------	---------------

和歌山県告示第1200号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年10月5日に認可した。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第39号	日高郡日高町原谷字下垣内263-1外3筆

和歌山県告示第1201号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字多井920の28、920の29、920の31、920の33、921の2、921の3、925の2、929の2、929の3、933の3、933の5、933の6
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市多田字妙見546番地先から同市多田字塚本91番地先まで	旧	2.02 ） 3.31	21.42	
同上	新	2.39 ） 3.78	21.10	

和歌山県告示第1203号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市多田字妙見546番地先から同市多田字塚本91番地先まで

供用開始の期日 平成27年10月16日

和歌山県告示第1204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字星山字東川208番3地先から同町大字星山字東川190番3地先まで	旧	7.13 } 19.84	123.00	
同上	新	7.43 } 26.77	123.00	

和歌山県告示第1205号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字星山字東川208番3地先から同町大字星山字東川190番3地先まで

供用開始の期日 平成27年10月16日

和歌山県告示第1206号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 堺かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字大畑字空山586番2地先から同町大字大畑字蛇尾823番3地先まで

供用開始の期日 平成27年10月16日

和歌山県告示第1207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字船津字間野376番2地先から同町大字船津字滝ノ本57番4地先まで	旧	6.40 } 17.70	554.05	
同上	旧	11.20 } 46.80	522.00	
同上	新	11.20 } 46.80	522.00	

和歌山県告示第1208号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊美山線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字船津字間野376番2地先から同町大字船津字滝ノ本57番4地先まで

供用開始の期日 平成27年10月16日

和歌山県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

る。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字大又字榎谷 236番11地先から同町大字大又 字前西227番1地先まで	旧	5.48 } 15.28	215.80	
同上	新	18.34 } 26.20	215.80	

和歌山県告示第1210号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字榎谷236番11地先から同町大字大又字前西227番1地先まで

供用開始の期日 平成27年10月16日

和歌山県告示第1211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日方川左支溪（1-202-1-085）、別所谷（1-202-1-086）、日方川左支溪（1-202-1-087）、日方川左支溪（1-202-1-088）、下ノ谷川（1-202-1-089）、日方川左支溪（1-202-1-090）、日方川（1-202-2-062）、日方川左支溪（1-202-3-026）、加茂川右支溪（1-301-1-028-1）、加茂川右支溪（1-301-1-028-2）、加茂川左支溪（1-301-1-036）、加茂川左支溪（1-301-2-017）、大谷川（1-301-1-029）、橋本（307）（Ⅲ-1230）、橋本（310）（Ⅲ-1233）、曾根田（304）（Ⅱ-90093）、小松原（14）（Ⅱ-90094）、青枝（305）（Ⅱ-90095）、青枝（309）（Ⅱ-90096）、青枝（310）（Ⅱ-90097）、青枝（311）（Ⅱ-90098）、青枝（312）（Ⅱ-90099）、青枝（304）（Ⅲ-90101）、青枝（307）（Ⅲ-90103）、青枝（308）（Ⅲ-90104）、別所（Ⅰ-3501）、別所（Ⅰ-422）、別所（204）（Ⅱ-2241）、別所（20

5) (Ⅱ-2252)、別所(206) (Ⅱ-2253)、別所(207) (Ⅱ-2280)、別所(208) (Ⅱ-2281)、別所(301) (Ⅲ-1164)、別所(302) (Ⅲ-1165)、別所(303) (Ⅲ-1166)、曾根田・曾根田(I-673)、曾根田(201) (Ⅱ-2347)、曾根田(301) (Ⅲ-1238)、曾根田(302) (Ⅲ-1239)、曾根田(303) (Ⅲ-1240)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項
次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称
別所(204)、橋本東(309)、小松原(313)、青枝1(314)、青枝2(315)、青枝3(316)、大崎2(319)、青枝(306) (Ⅲ-90102)

(3) 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項
次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月16日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「文化財専門員の職」の次に「、史跡管理技術員の職」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第9号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年10月16日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

第2項の表文化財専門員の職の項の次に次のように加える。

史跡管理技術員の職	史跡公園の管理及び維持修繕に関する知識・技能を有する者
-----------	-----------------------------

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第9号

放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年10月16日

和歌山県警察本部長 直江利克

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース・富士テレコムコンソーシアム
（代表者）富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練塀町3番地
（構成員）富士テレコム株式会社
東京都板橋区板橋一丁目53番2号
- 5 落札金額
142,732,940円（うち消費税及び地方消費税の額10,572,810円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年6月19日

公 告

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度
平成27年度
 - (2) 調達案件名
全身用X線CT装置
 - (3) 調達物品の名称及び数量
全身用X線CT装置 一式

- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
平成28年2月29日（月）
 - (6) 納入場所
和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟1階 CT室
（有田郡有田川町庄31番地）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「医療用機械器具」に登録されている者であること。
- また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
有田郡有田川町庄31番地
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
 - (2) 期間
平成27年10月16日（金）から同年11月24日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3（1）に同じ。
 - (2) 期間
3（2）に同じ。
- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
有田郡有田川町庄31番地
和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟2階 A会議室
 - イ 入札日時
平成27年11月25日（水）午前10時
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年11月24日（火）午後5時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金

額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の15、和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）第93条及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方公営企業法施行令第21条の15、和歌山県立こころの医療センター財務規程第93条及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県からこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、5（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

X-ray CT diagnostic unit for the whole body : 1set

(2) Date and time for tender :

10:00 a.m. 25 November 2015

(3) Contact point for the notice :

Administration Division, Wakayama Prefectural Mental Health Care Center,

31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, Japan 643-0811

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571

公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「資格審査要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成27年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表1に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る物品等（自動車修理、印刷、製本、写真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。）の調達契約

2 申請者に必要な条件

次の条件を満たさない場合は、この申請を行うことができない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決

定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 和歌山県の区域内(以下「県内」という。)に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあっては法人税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)に係る徴収金を完納していること。
- (8) 申請日現在において、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (9) 入札に参加を希望する営業種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (10) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
- イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営又は実質的に関与している者を利用している者
- ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

3 資格審査の申請書等

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資格審査要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限るものとする。

(1) 申請添付書類

ア 法人にあつては、登記事項証明書

イ 個人にあつては、住民票

ウ 印鑑証明書

エ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

オ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税に未納がないことを確認できる納税証明書

カ 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 入札に参加を希望する営業種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

ケ 入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績があることを示す書類

コ 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

サ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書の提出については、和歌山県物品電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）によるものの提出を含むものとする。この場合において、申請添付書類は、電子調達システムにより出力される申請書提出に係る確認書に添付し、提出しなければならないものとする。

4 申請書等の提出先及び審査申請要領等の配布場所

(1) 申請書及び申請添付書類の提出先

別表2の申請書等を受け付ける県の機関欄に掲げる県の機関（以下「調達機関」という。）のいずれかに提出しなければならない。ただし、電子調達システムを利用して申請書を提出する場合は、それに係る確認書及び申請添付書類を和歌山県会計局総務事務集中課へ提出するものとする。

(2) 審査申請要領等の配布場所

審査申請要領、申請書の用紙等は、調達機関のいずれにおいても配布する。

また、和歌山県のホームページからその様式等をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

(1) 資格審査の申請は、原則として次に掲げるいずれかの期間内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）とする。

ア 平成27年11月2日（月）から同月30日（月）まで

イ その他知事が必要と認める期間

- (2) (1)の規定にかかわらず、競争入札についての公告により入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該競争入札の公告の期間内において、特に知事が定める期間内に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において、4の(1)に規定する申請書及び申請添付書類の提出先は和歌山県会計局総務事務集中課とする。

6 申請書及び申請添付書類に用いる言語等

申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
(2) 申請添付書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
(3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。ただし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができるものとする。

7 資格審査の結果通知

申請者には、資格審査要綱第8条の規定に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日（原則として、5の(1)のアの期間に提出されたものについては平成28年2月1日とする。）から平成30年7月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

条件付き一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は当該入札を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 (073) 441-2293

別表1

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

営業種目番号	営業種目名	県が調達する物品等の種類(品目等) 例示
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用紙類	上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	PPC用紙、PPC用紙(再生紙)、湿式、乾式等
4	情報処理用機器	パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等
6	印章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	USBメモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等
17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等

18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレトーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用ベッド、医療用ベッド
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染物等
28	家庭用電気機器	映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))、家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等
36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等

37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 <small>じん</small> 汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート (プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、碎石、再生碎石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス (机上ガラスを除く。) 等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器 (心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等)、検体検査用機器 (血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器 (人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器 (X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器 (麻酔、消毒含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)

55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 (医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)
57	医療用フィルム	X線フィルム(現像用材料含む。)等 (必要な届出等を行っていること。)
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 (必要な届出等を行っていること。)
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭(再生を含む。)、流出油処理剤等 (毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器(薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。)、その他消防・防災用品(非常用備蓄食料等も含む。)、遮熱フィルム等
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防弾板、その他警察用品
62	百貨店	全品目
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	印刷	冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物(印刷機(設備)を保有(リースを含む。))していること。)
68	—	—
69	—	—
70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 (必要な届出等を行っていること。)

74	清掃用品取り替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買受け	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)

別表2

申請書等を受け付ける県の機関	左の機関が所管する物品集中調達等の概要
会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293	一般競争入札に関する調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会等事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の地方機関等の調達
那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の地方機関等の調達
伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004	橋本市及び伊都郡に所在する県の地方機関等の調達
有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の地方機関等の調達
日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の地方機関等の調達
西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491 TEL 0735-62-0412	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の地方機関等の調達
警察本部警務部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部(一般競争入札に関する調達を含む。)の調達